

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生について

資料 1 : 宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生の確認について

資料 2 : 鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員会委員長談話

参 考 : 高病原性鳥インフルエンザについて

平成 19 年 1 月 22 日
農林水産省消費・安全局

平成19年1月22日
農 林 水 産 省

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生の確認について

1 農場の概要

宮崎県宮崎郡清武町、肉用種鶏飼養農場（飼養羽数：約12,000羽）

2 ウイルスの同定

- (1) 1月12日、当該農場の飼養鶏からA型鳥インフルエンザウイルスと思われるウイルスが分離されたため、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所において、ウイルスの同定及び病原性の判定を行ったところ、H5N1亜型のA型インフルエンザ（強毒タイプ）であることが確認された。
- (2) なお、動物衛生研究所では、引き続き、分離されたウイルスの性状の検査を行い、当該ウイルスの遺伝子型等を確認する作業を実施している。

3 防疫対応等の状況

- (1) 16日までに発生農場内の消毒等を終え、防疫措置は完了した。これに伴い、17日より、移動制限を実施している周辺農場（半径10km以内に16戸、約19万4千羽）の清浄性確認検査を実施している。
この清浄性確認検査で周辺農場から感染が確認されなければ、防疫措置完了後21日^{*}を経過した段階で移動制限を解除する（2月7日以降）。
- (2) また、農林水産省は、今回の感染経路を究明するため、疫学、ウイルス、野鳥等の専門家で構成される「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム」を15日に設置し、17日に現地で第1回検討会を開催した。

注： 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表）」において、本病の潜伏期間を考慮して、移動制限の期間を21日以上としている。

【報道機関へのお願い】

- 1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

これまで、鶏卵や鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染した例は、世界的に報告はありません。